

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第 75 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、関門海域でのマダコ（イセエビ）の乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合はこの限りではない。

令和 7 年 3 月 21 日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

1 指示の適用海域

次の基点第 1 号、（イ）、（ロ）及び基点第 2 号の各点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域

基点第 1 号 福岡県北九州市門司区旧門司門司崎灯台

基点第 2 号 福岡県北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から 11 番目の繫船柱から東へ 70 センチメートルのところに設定した標識

（イ）基点第 1 号から山口県下関市火ノ山下潮流信号所を見通す線の中央点

（ロ）基点第 2 号から真方位 7 度 30 分、1,300 メートルの点

2 禁止事項

体重 400 グラム未満のマダコ（イセエビ）を採捕してはならない。

3 指示の期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで

(参考図)

